

# 平成26年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,032 戸
(2) 年間総給水量	7,287,165 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	19,965 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
第6次配水管整備事業	55,085 千円
老朽管更新事業	174,510 千円
災害復旧事業	302,765 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		1,906,627 千円
	第1項 営業収益		1,646,866 千円
	第2項 営業外収益		259,660 千円
	第3項 特別利益		101 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		1,694,801 千円
	第1項 営業費用		1,286,818 千円
	第2項 営業外費用		377,431 千円
	第3項 特別損失		20,552 千円
	第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額490,249千円は、当年度分損益勘定留保資金336,500千円、減債積立金113,614千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,135千円で補てんするものとする)。

		収	入
第1款	資本的収入		515,813 千円
	第1項 企業債		165,900 千円
	第2項 負担金		20,800 千円
	第3項 出資金		1,804 千円
	第4項 補助金		290,278 千円
	第5項 開発負担金		7,030 千円
	第6項 固定資産売却代金		1 千円
	第7項 長期貸付金回収金		30,000 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,006,062 千円
	第1項 水道改良費		45,585 千円
	第2項 第6次配水管整備事業費		55,085 千円
	第3項 老朽管更新事業費		174,510 千円
	第4項 災害復旧事業費		302,765 千円
	第5項 企業債償還金		418,117 千円
	第6項 予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公用車両賃借(平成26年度分)	平成26年度から平成31年度	1,815 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第6次配水管整備事業費	千円 40,800	証書借入	4.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
老朽管更新事業費	100,700			
災害復旧事業費	24,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第6次配水管整備事業費、第3項老朽管更新事業費、第4項災害復旧事業費、第5項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 323,669 千円
- (2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 東日本大震災に伴う災害復旧事業のための塩竈市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、29,956千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,413千円と定める。

平成 26 年 2 月 20 日提出

塩竈市長 佐藤 昭